

新型コロナウイルス感染症対策に関する提案・要望項目 一覧

令和3年6月14日

要望項目	要望内容（要旨）
<p>新型コロナウイルス感染症対策</p> <p>【主な要望先】 内閣官房 内閣府 法務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省</p>	<p>（ワクチン接種促進）</p> <p>① 高齢者への優先接種完了後の基礎疾患を有する方等への優先接種及び一般接種を円滑かつ迅速に実施するため、ワクチンの必要量を十分に確保するとともに、市町村の要望に沿って確実に供給すること。併せて、配分されるワクチンの種類や量、具体的な配送日程を早期に示すとともに、副反応の事例・分析結果等の情報や接種しない人への不当な差別は許されないこと等を広く国民に周知すること。</p> <p>② 都市部の大企業等のみならず、地方部の中小企業が共同で職域接種の体制を構築する場合や、市町村が集団接種に活用する場合にモデルナ社製ワクチンを希望する日に必要な量を確実に供給するとともに、こうした共同での職域接種の取組について国としても財政的・人的な支援を行うこと。</p> <p>（検査・医療提供体制の構築）</p> <p>③ 感染力が強いとされるデルタ株が全国で確認される中、さらなる感染拡大に備えるため、濃厚接触に限らず幅広く「早期検査」「早期入院」「早期治療」を行う鳥取方式を全国で採用すること。また、全国において、症例及び治療療養中における入院患者のCT値や感染リスクの有無のデータを情報収集し、退院定義の更なる科学的知見を早急に示すこと。</p> <p>④ 検査体制の強化、病床確保、保健所機能の体制強化等を図るため、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」を大幅に増額するとともに、対象を柔軟に設定するなど、地域の実情に応じて弾力的に活用できるようにすること。</p> <p>⑤ 外来の受診控えなどにより経営が厳しくなっている医療機関等に対し、診療報酬の引上げや緊急包括支援交付金等による財政措置など、経営に支障を来たすことのないよう特段の支援を行うこと。</p> <p>（変異株への対策）</p> <p>⑥ 世界各国での変異株の確認等を踏まえ、特に感染力が強いデルタ株の流行国・地域からの入国時の検疫を含めた水際対策等について、入国後10日間の宿泊施設待機の対象国を機動的に追加するとともに、自宅等での待機の措置を徹底すること。また、入国者に係る都道府県への情報提供を迅速かつ的確に行うとともに、健康観察期間中に入国者等が所在不明となることのないよう、所在や連絡先を把握し、関係自治体への情報共有を含め、フォローアップを徹底すること。</p> <p>⑦ 全国各地での変異株の感染の増加、従来株からの置き換わりを踏まえ、国において変異株スクリーニング検査やゲノム解析を強化し、変異株の分析結果、具体的な感染事例を参考に、効果的な感染予防策、具体的な対処方法について詳細に自治体へ情報提供するとともに、県がスクリーニング検査やゲノム解析を実施する際の財政的・技術的支援を行うこと。</p> <p>（経済・雇用・生活対策）</p> <p>⑧ 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」について、感染拡大の収束後も経済活動の回復に向けて中長期的な対応が求められることから、地方公共団体が必要とする額について、交付金を継続的に確保するとともに、基金の対象枠の見直し、弾力的な運用や期間延長等を行うこと。</p> <p>⑨ 雇用調整助成金の特例措置について、緊急事態宣言地域や重点措置区域以外も含め全国において業種や業況に関わらず特例措置を延長するとともに、月次支援金についても緊急事態宣言対象区域等の飲食店との取引関係要件の撤廃など、支給対象の拡大や売上げ要件の緩和等を図ること。併せて、持続化給付金、家賃支援給付金の再支給、要件緩和・企業規模に応じた支給額の引き上げを行うことに加え、リーマンショック時の緊急雇用創出事業のように雇用の受け皿を確保するための制度を創設すること。また、非正規労働者の雇用への影</p>

要望項目	要望内容（要旨）
新型コロナウイルス感染症対策 （つづき）	<p>響が広がっていることから、非正規雇用労働者等に対する生活・雇用の両面からの支援策を講じること。</p> <p>⑩ 深刻な影響が及んでいる飲食店、宿泊・観光業、交通事業者等の県内事業者に対し、経済活動の再開に向け、地域や業種に関係なく実効性のある経済対策を大胆に講ずること。</p> <p>⑪ 企業の事業継続を図り、地域経済を速やかに回復させるため、公庫だけでなく民間金融機関の無利子・無担保融資を再開するとともに、償還期間・据置期間を延長すること。さらに、新型コロナウイルスによる影響が長期化する中、借入金が増加し財務状況が悪化した中小事業者の金融支援として、政府系金融機関による資本金劣後ローンなどの支援を充実させること。</p> <p>⑫ 地域観光事業支援については、We Love 山陰キャンペーンのように感染が落ち着いている近隣県との連携事業も対象とすることや、取組対象事業者の拡大、予約期間の延長等を含め、柔軟かつ弾力的な運用とすること。また、壊滅的打撃を受けている観光産業、飲食店等の回復に向け、「感染状況」をはじめ、地域の実情を踏まえた適切な運用を前提に、「Go To トラベル事業」及び「Go To イート事業」等の実施期限の延長など、継続的な観光需要の喚起を図ること。</p> <p>⑬ 飲食店への時短要請や外出自粛要請等の影響により、コメ、和牛、カニなど価格低迷が続く中、農林水産物の需要回復・拡大に向けて、飲食需要の喚起や地域における消費拡大等の取組に対する支援を強力に展開すること。</p> <p>⑭ 文化芸術分野の活動者、団体及び関係施設は、新型コロナウイルス感染症の影響により、活動や事業実施が十分に行えていないため、文化芸術団体・施設等が「新しい生活様式」に応じた対策をとりつつ、コロナ収束後の地方における文化芸術活動の一層の活性化のために、その活動基盤が維持されるよう既存補助事業に係る地方への重点配分を行うなど継続的な支援のあり方を検討すること。</p> <p>⑮ 県内空港・港湾では新型コロナウイルス感染症の影響により、国内線や国際線、クルーズ船等の就航が縮小していることから、水際対策を含め、国としてこれらの復活に向けた後押しを行うとともに、国際航空路線の着陸料や空港利用費用などへの積極的な支援を行うこと。</p> <p>⑯ バス、タクシー、鉄道などの地域交通事業者は、従来から厳しい経営状況下にあった上に、移動自粛により利用者が減少し経営に甚大な影響が生じているなど、これまで事業者の内部補助で維持されてきた不採算路線にも影響を与えかねない状況にある。将来にわたり移動手段を確保するため、JRローカル線も含め、国の責任において強力な経営支援措置を講じるとともに、既存補助事業の拡充や要件緩和など弾力的な運用を行うこと。</p> <p>⑰ 生活福祉資金の特例貸付に係る償還免除要件の緩和や期間延長の見直しに加え、償還が始まる借入者へのフォロー等への対応を十分に行えるよう、社会福祉協議会や市町村に必要な支援を講ずること。</p> <p>⑱ 新型コロナウイルス感染症の影響により解雇され実習の継続が困難となった技能実習生や、技能実習を終了し、帰国が困難な元技能実習生等の再就職や地域の事業者による技能実習生等の安定的確保等に向け、国が主体的に支援を行うこと。</p> <p>⑲ ポストコロナを見据え、半導体や医療物資等、国内生産活動の維持に欠かせない分野に必要な資機材について、経済安全保障の確保の観点から、グローバル・サプライチェーンの一層の多元化・強靱化を図るとともに、地域の中小製造業における生産・供給体制の再構築の取り組みに対し、財政面を含めた支援を強化すること。また、DX投資やテレワーク導入の更なる推進のための資本増強も含めた効果的かつ緊急的な対策の実施、中小企業が進めるテレワーク導入への支援、感染症に適應できる形での経済活動の再開に向けた財政及び税制上の措置を講じること。</p>

